

三次商工会議所・三次広域商工会
令和8年度「三次藩札」発行事業
実施要綱

1. 目的
三次市内に所在し、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できるプレミアム付き商品券と三次市委託分商品券（三次市エネルギー・食料品価格等物価高騰対応生活応援給付事業）を発行することで、物価高騰などにより大幅に落ち込んだ域内の消費を速やかに拡大し、地域経済の活性化に資することを目的とする。
2. 商品券名
「令和8年度 三次藩札」
※藩札とは江戸時代、諸藩が発行して、その領内だけに通用させた不換紙幣。
3. 事業主体
三次商工会議所・三次広域商工会
4. 発行総額
10億7,014万6千円（うちプレミアム分5,000万円）
三次市補助分 / 5億5,000万円（うちプレミアム分5,000万円）
三次市委託分 / 5億2,014万6千円
5. 発行券
三次市補助分 / 1冊 10,000円（額面1,000円の商品券が11枚綴り）
※10%上乘せ方式
三次市委託分 / 1冊 11,000円分（額面1,000円の商品券が11枚綴り）
※対象者（三次市民）へ三次市が配布
6. 発行総数
三次市補助分（5万冊）
三次市委託分（4万7,286冊）
7. 期間
①事前申込期間：令和8年3月10日（火）～令和8年4月17日（金）
②引き換え期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金）
③一般販売期間：令和8年6月13日（土）～ ※但し、完売の時点で販売終了。
※三次市補助分のみ
④使用可能期間：三次市委託分 / 令和8年4月～令和8年9月30日（水）
三次市補助分 / 令和8年6月1日（月）～令和8年9月30日（水）
⑤換金期間：令和8年4月～令和8年10月までの換金指定日
8. 商品券販売について
①事前申込 ----- 往復はがきによる申込（応募多数の場合は抽選）
※1人で複数枚の申込は無効
②事前購入限度 ----- 三次市民1人につき10冊まで（三次市在住者に限る）
③事前購入窓口 ----- 三次商工会議所及び三次広域商工会本所・各支所

※各支所については、指定日のみ

- ④一般販売窓口 ----- 6月13日：サングリーンと三次広域商工会本所・各支所
6月14日：販売無し
6月15日以降は三次商工会議所と三次広域商工会本所
※完売の時点で販売終了
※事前申込で完売しない場合のみ、一般販売を実施

- ⑤一般販売購入限度 ----- 1人につき1回10冊まで

9. 取扱加盟店 下記の①又は②に該当し、参加を希望する事業所。業種は問わない
- ①三次市内に本店を有する法人または三次市内に主たる事業所を有する（住民票を有する）個人事業主。ただし、三次商工会議所または三次広域商工会の会員事業所ではない場合は、別途登録料2,200円（税込）が必要。
- ②三次市外に本店を有する法人または三次市外に主たる事業所を有する個人事業主のうち令和8年4月1日時点で、三次商工会議所又は三次広域商工会の会員事業所。

10. 付加特典
- ①三次市補助分 / 1冊につき10%のプレミアム（1,000円）
②取扱加盟店の独自協賛サービス（任意に実施）

11. 商品券の使用について

- ①使用できる範囲 ----- 取扱加盟店の一般的な商品・飲食・サービス全般。業種は問わない。但し、換金性の高いもの（商品券、図書券、ビール券、各種プリペイドカード等）、国や地方公共団体への支払い、たばこの購入、電子マネーへの入金等には利用できない。
- ②つり銭 ----- つり銭は出さないものとする。

12. 商品券の換金について

- ①換金日 ----- 4月から10月までの指定日とする。（別紙参照）
- ②換金方法 ----- 下記のとおり

【三次商工会議所エリアに事業所がある場合】

換金額を換金連絡日に三次商工会議所へFAXにて報告し、換金日に「換金申込書」と使用済み商品券を持参し商工会議所窓口にて現金と引き換える。

【三次広域商工会エリアに事業所がある場合】

換金連絡日に使用済み商品券と「換金申込書」を商工会各窓口へ持参し、換金日に商工会が各加盟店の指定口座へ振り込む。

(注1) 換金額は事前に報告された額に限る。

③換金手数料 ----- 三次市内に本店がある会員事業所は無料。
三次市外に本店がある会員事業所と三次商工会議所または三次
広域商工会の会員ではない事業者の場合は換金額の1%(税抜き)。

④期限超過 ----- 最後の換金日(10月)を過ぎての換金請求は無効とする。

13. 取扱加盟店の表示
- ①新聞折込みチラシへ取扱加盟店名簿を掲載。
 - ②取扱加盟店ののぼり旗を店外等へ掲示する。
 - ③取扱加盟店の表示ポスターを店舗入口等に掲示する。
 - ④商品券販売時に取扱加盟店一覧表を添付する。
 - ⑤ホームページでの周知。
14. 商品券の不正防止
- 商品券に通し番号及び、偽造防止の処理を施す。
15. 汚損した商品券
への対応
- ①消費者が商品券を破損した場合は、商品券の「通し番号」
が確認できる状態であり、全体の2/3が残っていれば商品
券とみなし、通常取引を行う。
 - ②商品券と判断がつかない場合は商工会議所まで問い合わせ
る。
16. 事業実施詳細について
- ①別途定める令和8年度プレミアム付き商品「三次藩札」発行
事業約款により実施するものとする。
 - ②不測の事態等が発生した場合は、三次商工会議所会頭及び
三次広域商工会会長の判断により事態を收拾する事とする。
17. 本事業の問合せ先
- 本事業についてのお問い合わせ等は下記までご連絡下さい。
三次商工会議所 Tel:(0824)62-3125 FAX:(0824)63-5200
三次広域商工会 Tel:(0824)44-3141 FAX:(0824)44-3390

加盟店番号	三良坂 / 事業所名	加盟店番号	三良坂 / 事業所名
2001	仮野工務店	2039	H.L.S.WAG
2002	泉屋(株)	2040	(株)志社建材
2003	板金工務店(有)	2041	お好み焼き 大
2004	いづは産業(有)	2042	GUILD leather works
2005	今重書店	2043	Mirasaka Trevis
2006	大迫牛乳店	2044	Aコープみらさか店
2007	(有)岡田タンス店	2045	(合)green mug mug
2008	おしゃれ&くらしの衣料はらだ	2046	二本松牧場
2009	(有)川辺モータース	2047	まちかど中華白鳳
2010	(有)小谷石油店	2048	rsm KENNEL
2011	佐々木勝商店	2049	なないろ美容室
2012	サロンド ヴェール	加盟店番号	作木 / 事業所名
2013	SAMPO	3001	安藤醤油醸造場
2014	下山総合商事(有)	3002	岩岡石材(有)
2015	大阪屋	3003	(特非) 元気むらさきぎ
2016	白梅交通(有)	3004	サロンド パピヨン
2017	(有)ちはや工務店	3005	(株)高丸農園
2018	埜商店	3006	滝見家旅館
2019	高島はきもの店	3007	中村商店
2020	(有)高橋ポンプ	3008	はしもと工務店
2021	田中食料品店	3009	三上商店
2022	知和食料品店	3010	中野建築
2023	堂免酒店	加盟店番号	布野 / 事業所名
2024	中津モータース	4001	熊谷電機商会
2025	古野商店	4002	(有)カメダ
2026	ヘアーサロンこばやし	4003	中村豆腐店
2027	便利屋食堂	4004	(有)フルーツランドふの
2028	(有)みどり美容院	4005	(株)布野特産センター
2029	三吉左官店	加盟店番号	君田 / 事業所名
2030	MIRASAKA DESIGN(株)	5001	垣内石材工業
2031	(有)三良坂タクシー	5002	梶原商店
2032	みらさか竹工房はなかご	5003	神之瀬フィッシング
2033	(有)麦麦	5004	(有)君田交通
2034	(有)ムカイハマ	5005	(株)NOSON(はしなかや君田店)
2035	(有)丸一商事	5006	(有)ジャパングリーンサービス
2036	渡辺胡子堂	5007	君田町農林産物生産販売協議会おはよう市
2037	琴野音	5008	まごころ亭
2038	みらさかピオーネ直売所		

加盟店番号	吉舎 / 事業所名	7004	JAひろしま三和給油所
6001	お好み焼 福	7005	資生堂佐々木化粧品店
6002	菓子舗 参彩堂	7006	(有)アップワン
6003	(有)吉舎ガスセンター	7007	(有)谷川石油店
6004	(一社)きさ商工支援センター	7008	町内の便利屋 かみかわ
6005	(有)吉舎ヨコハマタイヤサービス	7009	(有)中川油業
6006	kissa	7010	ノエビア三和町第一
6007	(有)後藤ベーカリー	7011	平野電器商会
6008	十番交通(有)	7012	(有)福田モータース
6009	(株)ジュンテンドー吉舎店	7013	(有)みわ375
6010	松月	7014	(株)前進工務店
6011	(有)田口農機	7015	三和ガス(株)
6012	くりにんぐさーびすだて	7016	美和桜酒造(有)
6013	谷光食料品店	7017	(有)三和タクシー
6014	田原石油店	7018	(有)ユノカワ
6015	加藤ラジオ店	7019	「晴る晴る」三次ジビエ工房直営店
6016	とみしの里振興協議会	7020	中根屋
6017	(有)富永悦治商店	7021	(株)エーグロー
6018	永井食品センター	加盟店番号	甲奴 / 事業所名
6019	野田モータース	8001	がじゅまるの木
6020	林千之石材店	8002	(有)インテリアマツヤマ
6021	備北学習センター	8003	(有)小川モータース
6022	ひろやま薬店	8004	Cafe 月と花
6023	(株)プラザシューズ	8005	後藤理容院
6024	寅屋書店	8006	小林電機
6025	(有)文陽堂	8007	(株)たつもと
6026	(有)吉舎タイヤ	8008	(有)土屋建材店
6027	みつや化粧品店	8009	DogSalon SHIPPO
6028	向井自動車	8010	バーテンカフェ ジュラクティーテラス
6029	宗清商店	8011	(有)平川石材店
6030	山かふえとみし	8012	マワレ商店
6031	ミハラ画材	8013	矢城建具店
6032	天然酵母パン guflat	8014	山岡酒造(株)
6033	今井自動車	8015	山仕事体験民宿 気楽坊
6034	(株)なちゅbio	8016	(有)中久保商店
加盟店番号	三和 / 事業所名	8017	(有)甲奴タクシー
7001	味せい	8018	明賀商店
7002	Aコープみわ店		
7003	細美淳司商店		

令和8年度 三次藩札 商品券見本



青色（プレミアム付き）



ピンク色（三次市委託分）

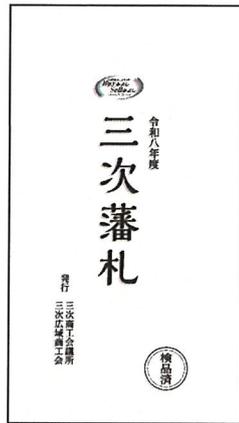
注意！

前回までの三次藩札は使用・換金できません。
十分ご注意ください。



～「三次藩札」換金時のお願い～

1. 藩札を1枚ずつバラしてご持参ください。(窓口にて計数機で枚数確認をするため)



※バラした状態（表裏紙は不要）

- (1) 窓口が混み合い換金作業に時間が掛かり、他のお客様をお待たせすることになりますので、**必ず1枚ずつバラして**ご持参ください。(綴りのままは不可)
- (2) 1枚ずつバラしてない場合は、その場で加盟店の方にバラす作業を行って頂きます。当所では、お手伝いできませんのでご了承ください。

2. 藩札を色ごとに分けて、輪ゴムで括るなどしてご持参下さい。



青色



ピンク色

藩札には絶対穴を空けないでください。

- ※ ご不明な点がございましたら三次商工会議所までご連絡下さい。
電話：(0824) 62-3125

令和8年度

「三次藩札」注意事項について（一部抜粋）

- ① 三次藩札受取時には、つり銭を出さないで下さい。
- ② たばこの購入に三次藩札は使用出来ません ※たばこ事業法に接触するため
- ③ 消費者から、税金、保険、メーター管理されている料金等の支払いに対し、三次藩札を使いたいとの申し出があった場合でも受け取らないで下さい。
例) 電気、ガス、上下水道料金、自動車税、自賠責保険、国民健康保険料など
- ④ 三次藩札を電子マネー等への入金に使うことは出来ません。
※自社（店）の会員カードへの入金も出来ません。
- ⑤ 三次藩札で支払いの出来ない商品やサービスを指定されることは構いませんが、その場合、消費者に良く分かるように店内等に表示して下さい。
- ⑥ 事業者から三次藩札での支払いがあった場合は、受取を拒否して下さい。
例) 飲食店がお店で使う食材をスーパーで購入し、三次藩札で払おうとした時
例) 社用車のガソリン代や事業所のガス代を、三次藩札で払おうとした時
- ⑦ 換金申込書に記載した枚数や換金金額を訂正する場合は、必ず訂正印を押してください。
- ⑧ 換金手数料は外税（消費税10%）です。
インボイス登録番号：T8240005004642 / 事業者名：三次商工会議所
- ⑨ 換金連絡日が店休日等で、やむを得ず連絡日前にFAX連絡される場合は、必ず三次商工会議所へ電話連絡した後、FAXして下さい。
※三次商工会議所で換金される方に限ります。

三次藩札 換金の流れ

【三次商工会議所エリアに事業所がある場合】



FAXの場合：記入した連絡票をFAX（63-5200）。

※FAX送信が不達となる場合もあるので、受付確認の連絡をお願いします。

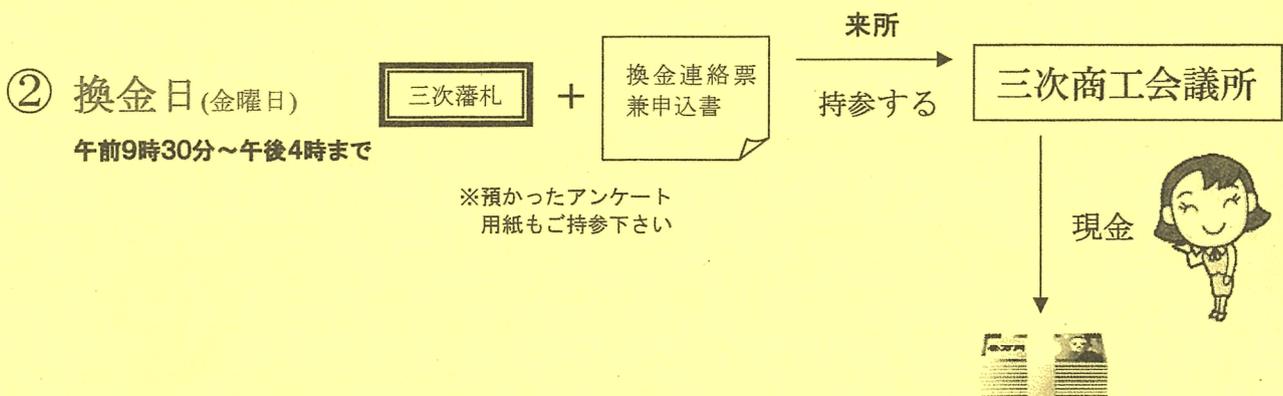
メールの場合：記入した連絡票をPDFに変換し添付。

件名に「事業所名+〇月〇日分」と記載し、下記のアドレスへ送付。

迷惑メールなどと認識され、不達の場合があるので、必ず送付後は、

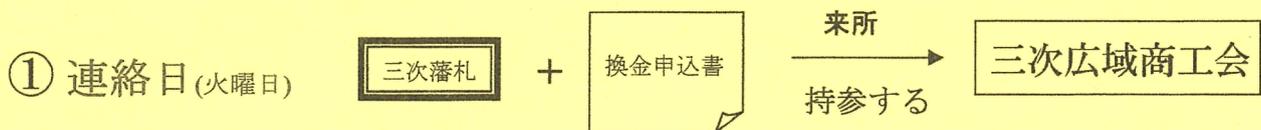
送付した旨の連絡を入れてください。Tel.62-3125

hansatsu@miyoshi-cci.or.jp

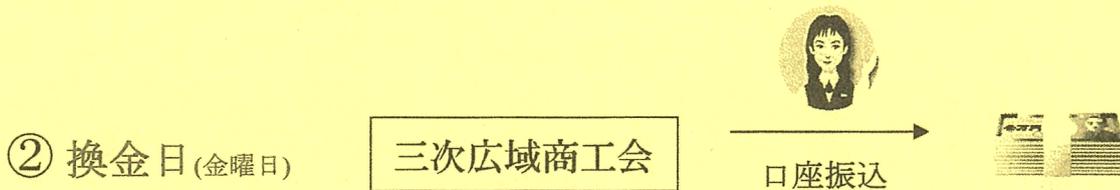


※預かったアンケート
用紙もご持参下さい

【三次広域商工会エリアに事業所がある場合】



※預かったアンケート
用紙もご持参下さい



令和8年度『三次藩札』 換金日カレンダー

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21 連絡日	22	23	24 換金日	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12 連絡日	13	14	15 換金日	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26 連絡日	27	28	29 換金日	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 事前申込 受取開始	2	3	4	5	6
7	8	9 連絡日	10	11	12 換金日	13 一般 販売
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 連絡日	24	25	26 換金日	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7 連絡日	8	9	10 換金日	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21 連絡日	22	23	24 換金日	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 連絡日	5	6	7 換金日	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18 連絡日	19	20	21 換金日	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1 連絡日	2	3	4 換金日	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15 連絡日	16	17	18 換金日	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30 使用終了			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6 連絡日	7	8	9 換金日	10
11	12	13 連絡日	14	15	16 換金日	

※令和8年10月16日(金)最終換金日以降の換金はできませんので、お気をつけください

お問い合わせ先

三次商工会議所で換金の方 TEL(0824) 62-3125

三次広域商工会で換金の方 TEL(0824) 44-3141

記入例

令和8年度 『三次藩札』 換金申込書

加 盟 店 番 号	9001
店 舗 名	株式会社 広域商店
換 金 日 (振 込 日)	4月 24日 (金)
ピ ン ク 色	5 枚 (A)
青 色	5 枚 (B)
商 品 券 の 総 枚 数	10 枚 (C)
商 品 券 の 金 額 の 合 計	(C×1,000円) 10,000 円 (D)
内、換金手数料の額 <small>(本社が三次市外又は会員外の場合)</small>	(D×1%) 0 円 (E)
消 費 税 <small>(本社が三次市外又は会員外の場合)</small>	(E×10%) 0 円 (F)
換金請求額	(D-E-Fの額) 10,000 円

【換金時の注意事項】

上記のとおり商品券の換金を申し込みます。

令和 8年 4月 21日

- ① この用紙と商品券を一緒に持参すること
- ② 商品券を1枚ずつバラして持参すること
- ③ 色ごとに商品券を分けて持参すること
- ④ 金額を訂正する場合は、必ず訂正印を押印すること
- ⑤ 訂正印は、法人(出先機関除く)の場合、会社印

事業所名 株式会社 広域商店

代表者名 取締役 広域 太郎

※商工会事務処理欄

受 付	<input type="checkbox"/> 布野 <input type="checkbox"/> 作木 <input type="checkbox"/> 君田 <input type="checkbox"/> 三良坂 <input type="checkbox"/> 吉舎 <input type="checkbox"/> 甲奴 <input type="checkbox"/> 三和	受付者 [㊤]	
受付日	年 月 日	受付番号	—
		入力処理 [㊤]	

三次広域商工会 換金用

令和8年度 『三次藩札』 換金申込書

加 盟 店 番 号			
店 舗 名			
換 金 日 (振 込 日)	月	日 (金)	
ピ ン ク 色		枚	(A)
青 色		枚	(B)
商 品 券 の 総 枚 数	(A)+(B)	枚	(C)
商 品 券 の 金 額 の 合 計	(C×1,000円)	円	(D)
内、換金手数料の額 <small>(本社が三次市外又は会員外の場合)</small>	(D×1%)	円	(E)
消 費 税 <small>(本社が三次市外又は会員外の場合)</small>	(E×10%)	円	(F)
換金請求額	(D-E-Fの額)	円	

【換金時の注意事項】

上記のとおり商品券の換金を申し込みます。

令和 8年 月 日

- ① この用紙と商品券を一緒に持参すること
- ② 商品券を1枚ずつバラして持参すること
- ③ 色ごとに商品券を分けて持参すること
- ④ 金額を訂正する場合は、必ず訂正印を押印すること
- ⑤ 訂正印は、法人(出先機関除く)の場合、会社印

事業所名

代表者名

.....

※商工会事務処理欄

受 付	<input type="checkbox"/> 布野 <input type="checkbox"/> 作木 <input type="checkbox"/> 君田 <input type="checkbox"/> 三良坂 <input type="checkbox"/> 吉舎 <input type="checkbox"/> 甲奴 <input type="checkbox"/> 三和	受付者 [㊤]	
受付日	年 月 日	受付番号	—
		入力処理 [㊤]	